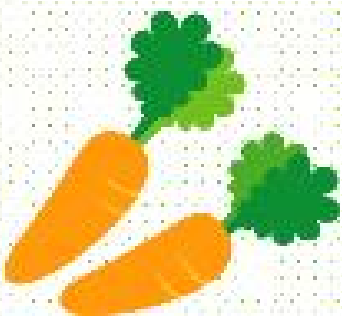
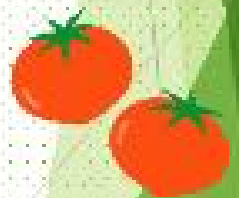


# 野菜価格安定・振興事業の ご案内



**alic** 独立行政法人  
農畜産業振興機構



# 野菜価格安定・振興事業のご案内

## 1. 指定野菜価格安定対策事業 (P2)

- ・指定野菜の価格が低落した場合に補給金を交付（上中下旬別に計算）
- ・指定野菜15品目が対象
- ・平均販売価格が過去の平均価格の9割を下回った場合に交付（出荷期間終了後概ね2ヶ月後に交付）

## 2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 (P6)

- ・特定野菜等の価格が低落した場合に補給金を交付（上中下旬別に計算）
- ・特定野菜34品目及び指定野菜15品目が対象
- ・平均販売価格が過去の平均価格の8割を下回った場合に交付（出荷期間終了後概ね2ヶ月後に交付）

## 3. 契約野菜安定供給事業 (P10)

- ・契約取引される野菜の価格低落、不作、過剰生産の場合に補給金を交付
- ・指定野菜15品目及び特定野菜34品目が対象
- ・事業のタイプは以下の3タイプ
  - ①市場価格連動型契約での価格低落
  - ②定量供給契約での豊作時の出荷調整
  - ③価格高騰時の契約数量確保のための市場調達等の場合に交付

## 4. 契約野菜収入確保モデル事業 (P23)

- ・契約取引される指定野菜の価格高騰、豊作、不作の場合に交付金を交付
- ・指定野菜15品目が対象（指定産地以外も対象）
- ・事業のタイプは以下の2タイプ
  - ①定量定価格契約での豊作時の出荷調整
  - ②価格高騰時の契約数量確保のための市場調達の場合に交付

## 5. 野菜緊急需給調整事業 (P33)

- ・重要野菜・調整野菜（キャベツ、たまねぎ、だいこん、はくさい、レタス、にんじん）が対象
- ・価格低落時の出荷抑制、加工用販売、フードバンクへの提供等、価格高騰時の出荷促進を行った場合に交付

## 6. 国産野菜周年安定供給強化推進事業 (P37)

- ・加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要にこたえていない品目や作型の作付拡大等を推進（事業期間3年）
- ・加工・業務用野菜19品目、生食用野菜2品目、輸出用野菜2品目
- ・事業対象面積×15万円/10aを助成

お問い合わせ先

野菜業務部 管理業務課

Tel : 03-3583-9449

Fax : 03-3583-9484

HP : <https://www.alic.go.jp/>

## 指定野菜価格安定対策事業のご案内



### 指定野菜価格安定対策事業とは？

本事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の90%（保証基準額）を下回った場合、**保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業**です。

POINT



1 豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

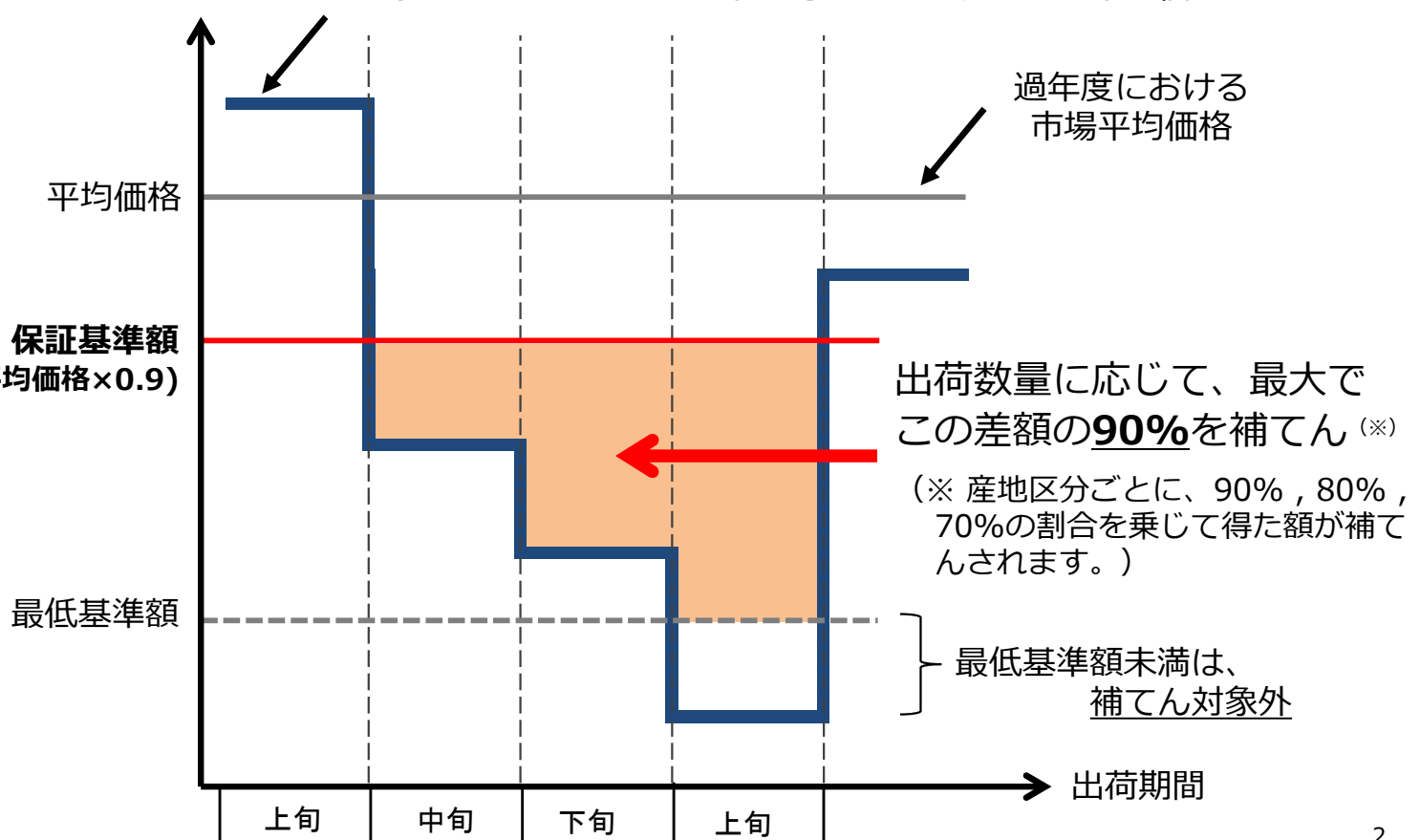


2 生産者への補給金は、上旬・中旬・下旬の旬別の野菜価格の変動に応じてきめ細かく計算します。

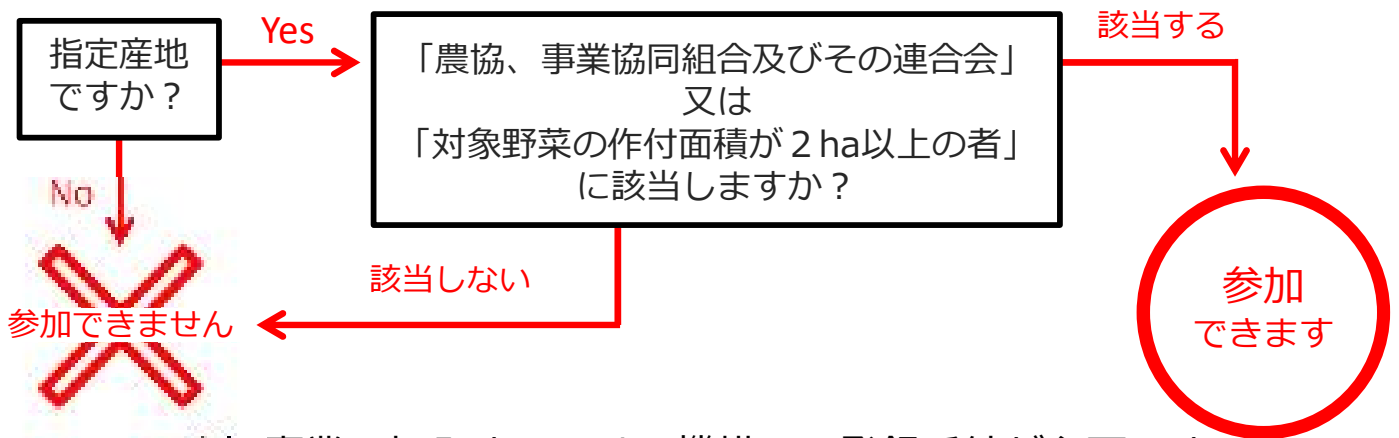
対象となる野菜  
(15品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

平均販売価額 = 出荷された野菜の旬別・ブロック別の平均価額



## Q 事業の加入要件は？



注) 事業に加入するには、機構への登録手続きが必要です。  
(登録手続きに関する問い合わせ先：野菜業務部管理課)

## Q どこで作った野菜でも対象になるの？

農林水産大臣が指定する産地で生産された対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産された野菜は、対象となりません。

指定産地数：864（令和8年2月2日現在）

## Q どこに出荷しても対象になるの？

機構が定める以下の対象市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外に出荷した対象野菜は対象となりません。

- ① 全国の中央卸売市場（50市場、卸売会社68社）
- ② 全国の地方卸売市場（144市場、卸売会社164社）
- ③ JA全農青果センター（3施設）

【括弧内の市場数は、令和8年4月1日現在】

POINT



補てんの対象は、指定産地で生産され、対象市場に出荷された野菜です。

# Q どのくらい負担が必要なの？

生産者、道府県及び国が、**20%:20%:60%の負担割合**（※）で資金を積み立てます。  
 なお、一部の対象野菜については、生産者、道府県の負担を軽減する措置を講じています。

POINT

（※ キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさいは、17.5%：17.5%：65.0%）

資金の積立てに対し、**国60%、道府県20%の補助**があります。  
 また、**生産者の積立金は掛け捨てではありません。**

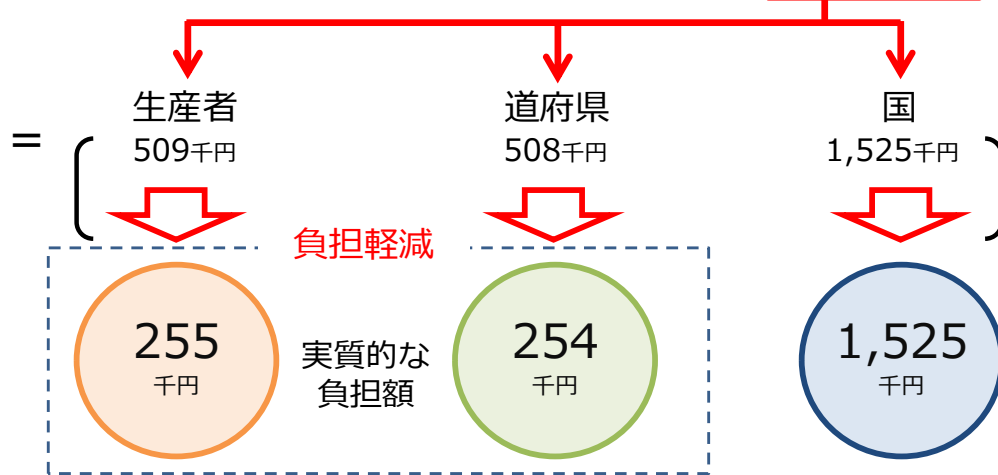


【例】『夏だいこん』を『100 t』交付予約する場合

単価：25.42円/kg

基金の総額 = 25.42円/kg × 100 t = **2,542千円**

計画による  
負担額



# Q どのくらい補てんされるの？

対象野菜の計画的な出荷（供給計画）の貢献度に応じて、保証基準額と平均販売価額との差額の**最大90%**を補てんします。



【例】『夏だいこん』の補てん対象数量が『100 t』の場合

保証基準額と平均販売価額との差額：12円/kg

※ 交付予約数量及び供給計画数量ともに**100 t**とする。

◎ 計画のとおり出荷した場合

$$100 \text{ t} \times 10.8 \text{ 円/kg} \times 1.0 =$$

特別補給  
交付金等

1,080千円

※ 特別補給交付金等とは、計画出荷を達成した場合に10%上乘せされる加算金です。ただし、事前の申し込みが必要です。上記例の場合、**120千円**が加算されます。

◎ 出荷実績と計画数量と乖離が30%以上40%未満の場合

$$100 \text{ t} \times 10.8 \text{ 円/kg} \times 0.7 =$$

756千円

130t 出荷

100t 出荷

POINT

5

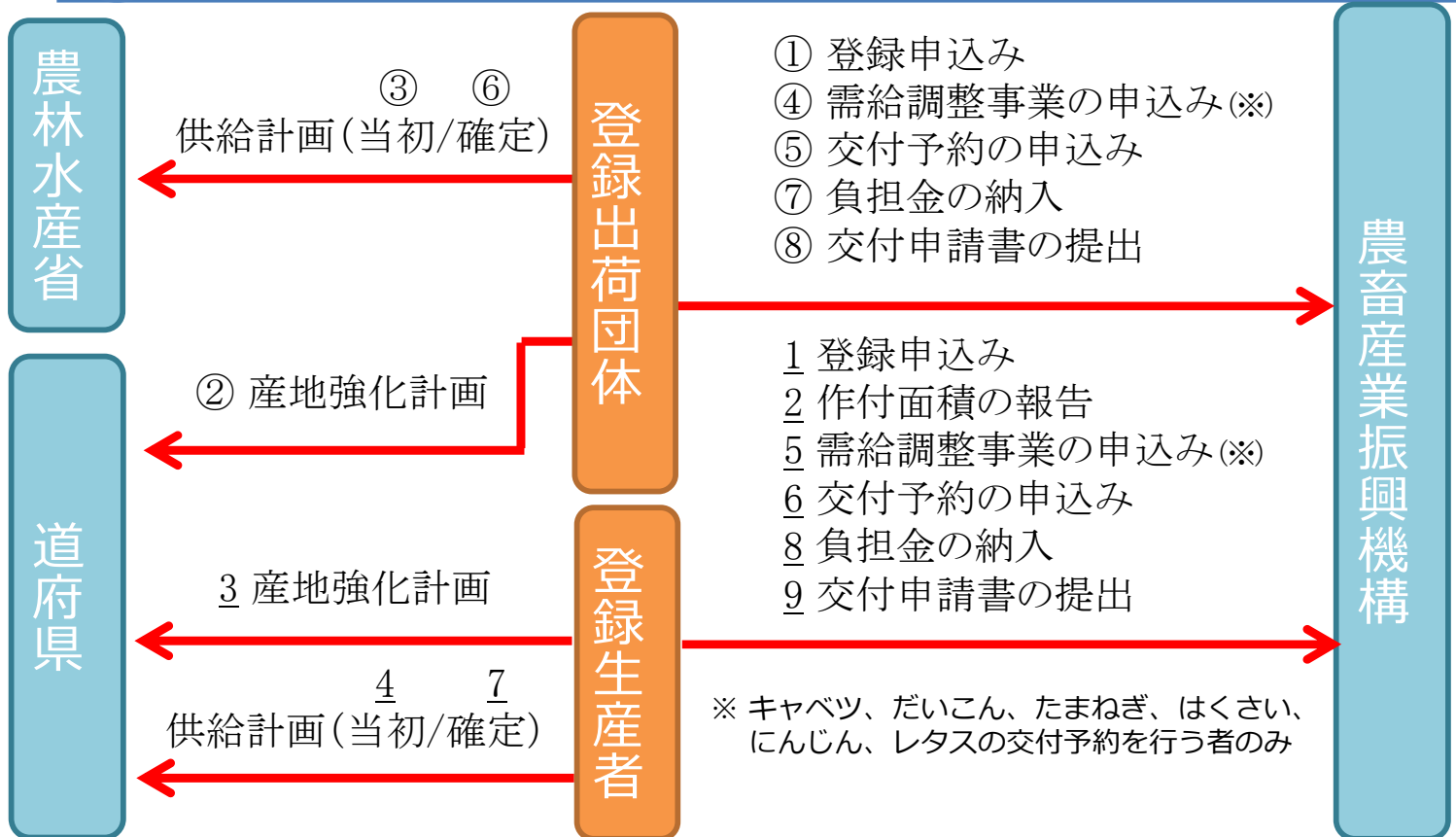
小さな負担で、大きな補償が受けられます。

補てん対象数量の上限数量は、交付予約数量となります。

## Q いつ補てんされるの？

対象野菜の出荷期間終了後、概ね2ヶ月後に補てん金が交付されます。  
 (例) 9月末に出荷期間が終わる夏秋きゅうり関東市場向け（出荷期間7/1～9/30）の場合は、11月中に補てん金が交付されます。

## Q 事務手続きの流れは？



### ⚠️ ご注意ください。

- ・平成31年1月から開始された**収入保険と本事業は、同時利用できません。**
- ・収入保険のみに加入される方は、お手順ですが、**必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に書面で申告するとともに、収入保険の加入申請時に、NOSAIに写しを提出してください。連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れない場合もあります。**
- ・国又は道府県の予算措置の都合等により、交付予約の申込内容について、希望に添えない場合があります。
- ・事務手続きに係る書類は、5年間保存しなければなりません。
- ・本事業は、国の補助金（税金）により事業を実施していることから、会計検査院が定期的に実施する検査を受検しなければなりません。

〈問い合わせ先〉  
 野菜業務部予約業務課  
 Tel : 03-3583-9481 FAX : 03-3583-9484  
 HP : <https://www.alic.go.jp/>

## 2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

### Q 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業とは？

本事業は、野菜価格の安定を目的として、各都道府県の野菜価格安定法人が、生産者、都道府県及び国が積み立てた資金を財源に、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の80%（保証基準額）※を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

POINT



豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

POINT



生産者への補てん金は、上旬・中旬・下旬の旬別の野菜価格の変動に応じてきめ細かく計算します。

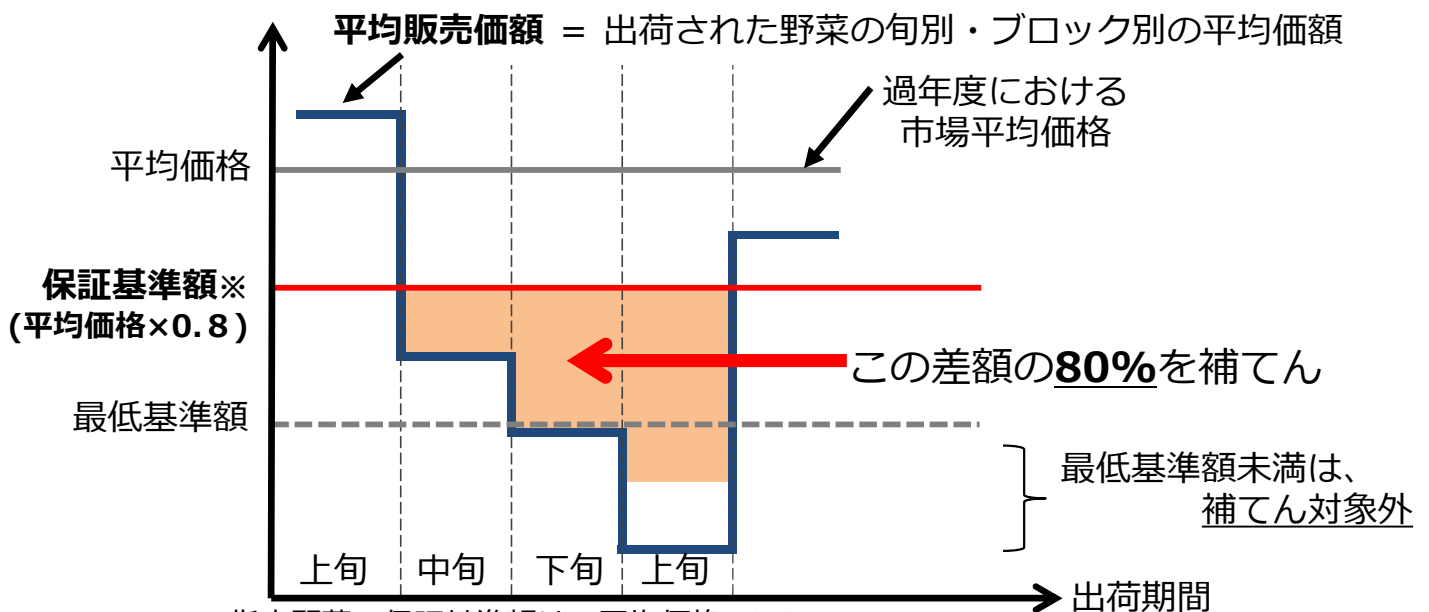
対象となる野菜（特定野菜34品目と指定野菜15品目）

<特定野菜34品目>

いちご、えだまめ、かぶ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが  
（重要特定野菜としてアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン）

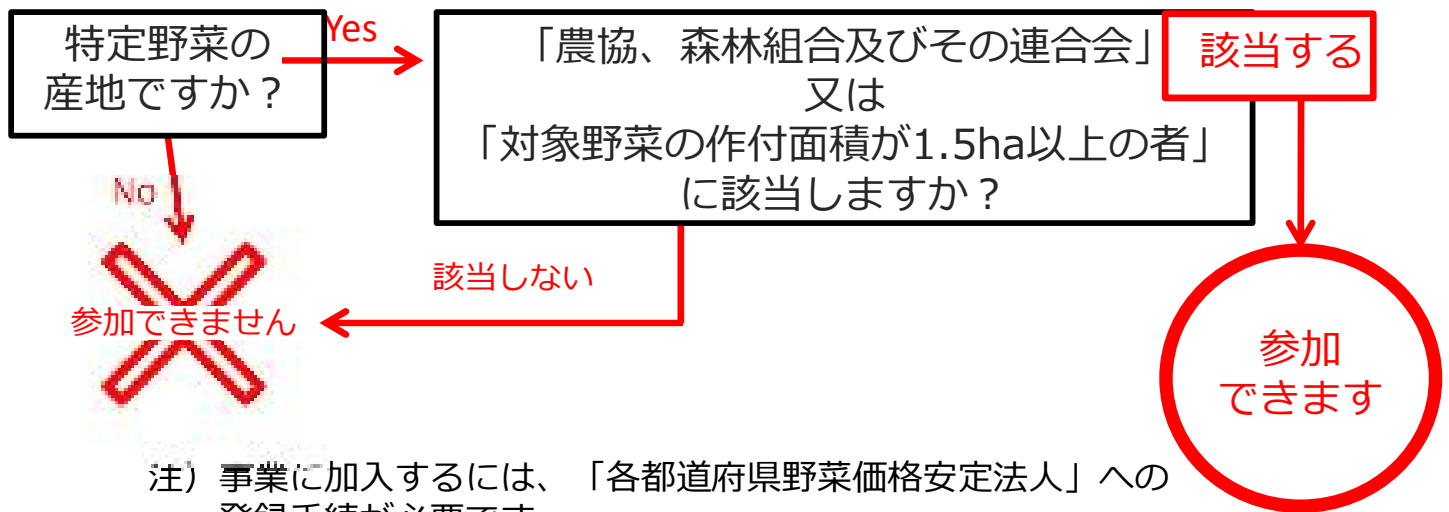
<指定野菜15品目> 指定野菜事業と同じ15品目

平均販売価額 = 出荷された野菜の旬別・ブロック別の平均価額



※指定野菜の保証基準額は、平均価格×0.9

## Q 事業の加入要件は？



## Q どこで作った野菜でも対象になるの？

知事が選定した特定産地で生産された対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産された野菜は、対象となりません。

特定野菜産地数：860（特定野菜580、指定野菜280）  
（令和7年9月現在）

## Q どこに出荷しても対象になるの？

知事が定める以下の対象市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外の市場に出荷した野菜は、対象となりません。

- ① 全国の中央卸売市場（50市場、卸売会社68社）
- ② 全国の地方卸売市場（144市場、卸売会社164社）
- ③ JA全農青果センター（3施設）
- ④ その他知事が定める市場等

【括弧内の市場数は、令和8年4月1日現在】

POINT



補てん対象は、知事が選定した特定産地で生産され、対象市場に出荷された野菜です。

## Q どのくらい負担が必要なの？

①特定野菜は、生産者33%：都道府県33%：国33%（重要特定野菜は、25%：25%：50%）、②指定野菜は、生産者25%：都道府県25%：国50%の負担割合で資金を積み立てます。

POINT



資金の積立てに対し、特定野菜は国33%、都道府県33%、指定野菜は国50%、都道府県25%の補助があります。また、生産者の積立金は掛け捨てではありません。

## Q いつ補てんされるの？

対象野菜の出荷期間終了後、概ね2ヶ月後に補てん金が交付されます。  
 (例) 出荷期間が6月の関東市場向けすいか（出荷期間6/1～6/30）の場合は、8月中に補てん金が交付されます。



【例】『すいか』を『100 t』交付予約する場合

単価：38.39円/kg

基金の総額 = 38.39円/kg × 100 t = 3,839千円

計画による負担額 = { 生産者 1,280千円      都道府県 1,280千円      国 1,279千円 }

(※ 本事業は、保険の仕組みによる掛け金（負担金）の掛け捨て制度ではありません。)

## Q どのくらい補てんされるの？

保証基準額と平均販売価額との差額の80%を補てんします。



【例】『すいか』の補てん対象数量が『100 t』の場合

保証基準額と平均販売価額との差額：17円/kg



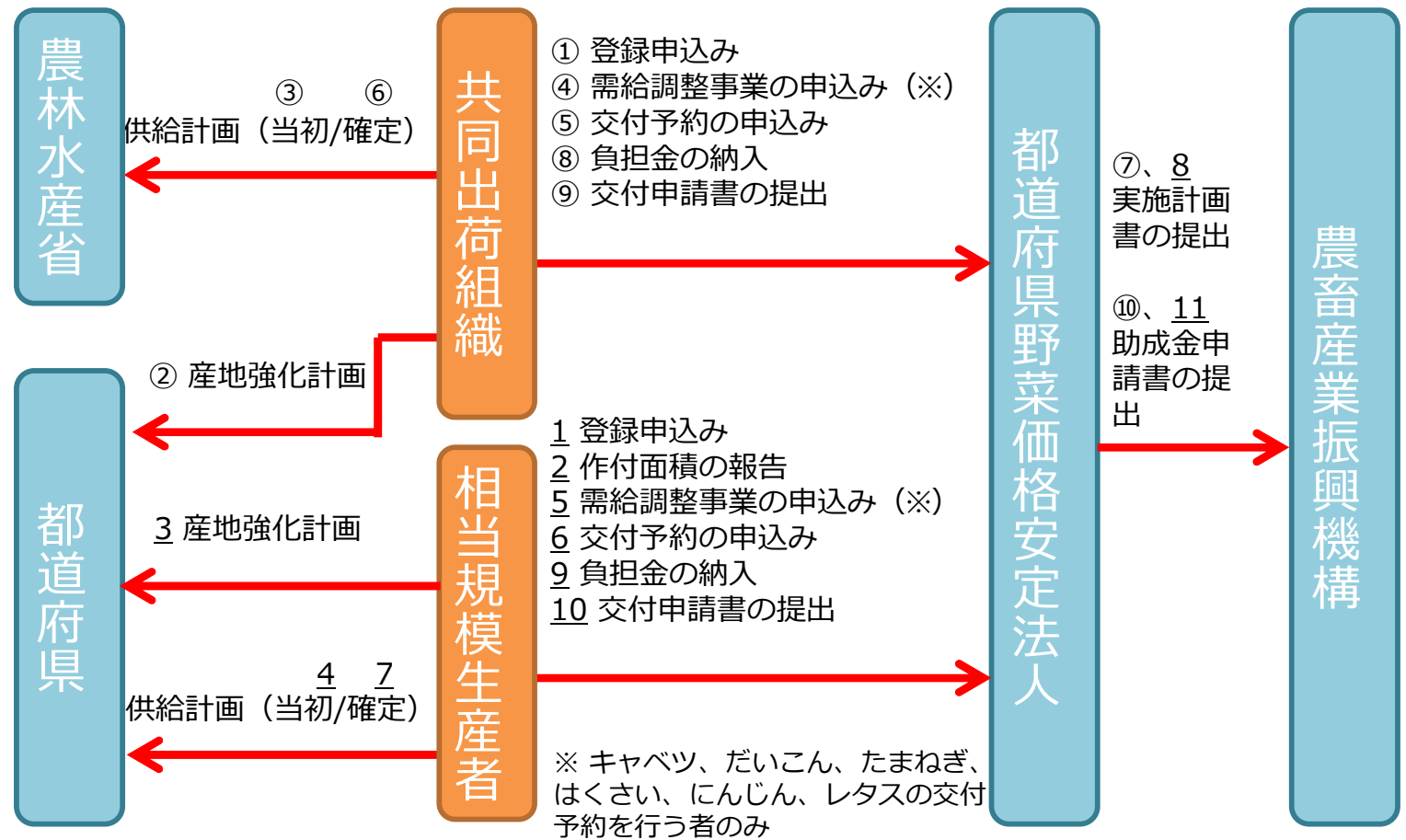
100t 出荷  
 100,000 kg × 17円/kg × 80% = 1,360千円  
 (100 t)

POINT



小さな負担で、大きな補償が受けられます。

# Q 事務手続きの流れは？



## ⚠️ ご注意ください。

- ・平成31年1月から開始された**収入保険と本事業は、同時利用できません。**
- ・収入保険のみに加入される方は、お手数ですが、必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に書面で申告するとともに、収入保険の加入申請時に、NOSAIに写しを提出してください。連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れない場合もあります。

〈問い合わせ先〉

野菜振興部助成業務課

Tel : 03 - 3583 - 9797 FAX : 03-3583-9484

HP : <https://www.alic.go.jp/>

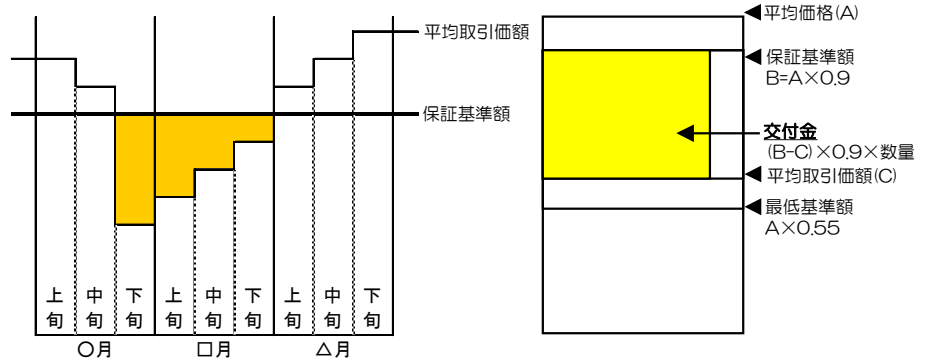
# 3. 契約野菜安定供給制度の概要

野菜の契約取引に伴い、生産者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプを措置（産地と最終実需者又は産地と中間業者の契約取引が対象）。

## 「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。

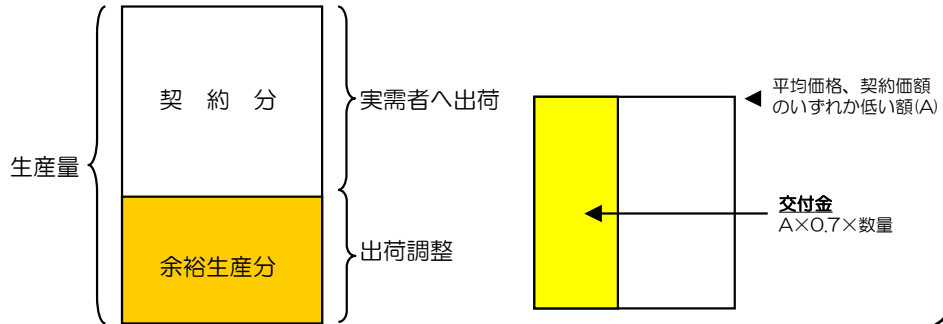
（平均取引価額が保証基準額（平均価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補てん。



## 「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

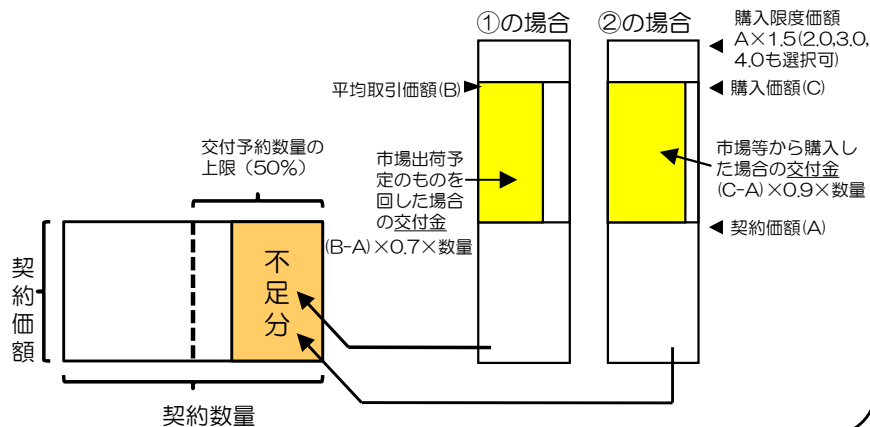
（価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（平均価格の70%）を下回った場合に、出荷調整を行ったときは、平均価格又は契約価額のいずれか低い方の70%を補てん。



## 「数量確保タイプ」

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。

（契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（平均価格の130%）を上回った場合に、  
 ① 市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てん。  
 ② 市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補てん。  
 ※ いずれの場合も交付予約数量は契約数量の50%を限度。購入限度価額は契約価額の150%（200%、300%、400%を選択することも可能。）



## 【負担割合】

指定野菜：国(50%)、都道府県(25%)、出荷団体等(25%) 特定野菜：国(1/3)、都道府県(1/3)、出荷団体等(1/3)

野菜の契約取引をサポートします！

# 契約野菜安定供給事業 (価格低落タイプ) のご案内

## 価格低落タイプとは？

市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者が、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを受けることができる仕組みです。

## 参加することのメリットは？



- ① 市場価格と連動した契約取引を締結しているために、取引価格が低落した場合にも、一定の交付金が受けられるので、価格変動リスクが減り、経営の安定が図られます。
- ② 計画的な生産が可能となり、生産技術の向上に集中できます。
- ③ 実需者ニーズを踏まえた野菜生産が可能となるので、差別化やブランド化が可能になります。

- ① 契約取引に伴う仕入リスクが軽減されるので、必要な量の野菜を契約価格で仕入れることが可能となります。
- ② 市場を経由せず出荷コストや流通コストが削減されるので、仕入コストも安くなります。
- ③ 顔の見える取引を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。



# I 価格低落タイプの要件等

## 1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地（**機構へお問い合わせください**）で栽培されている、指定野菜15品目<sup>注1</sup>、特定野菜34品目<sup>注2</sup>

## 2 対象者（事業実施主体）**※機構に登録が必要（指定野菜のみ）**です。

- ① 生産者（**個人・法人**）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

## 3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

## 4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

## 5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1 / 4（特定野菜等は1 / 3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、**かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。**

## 6 申込期限

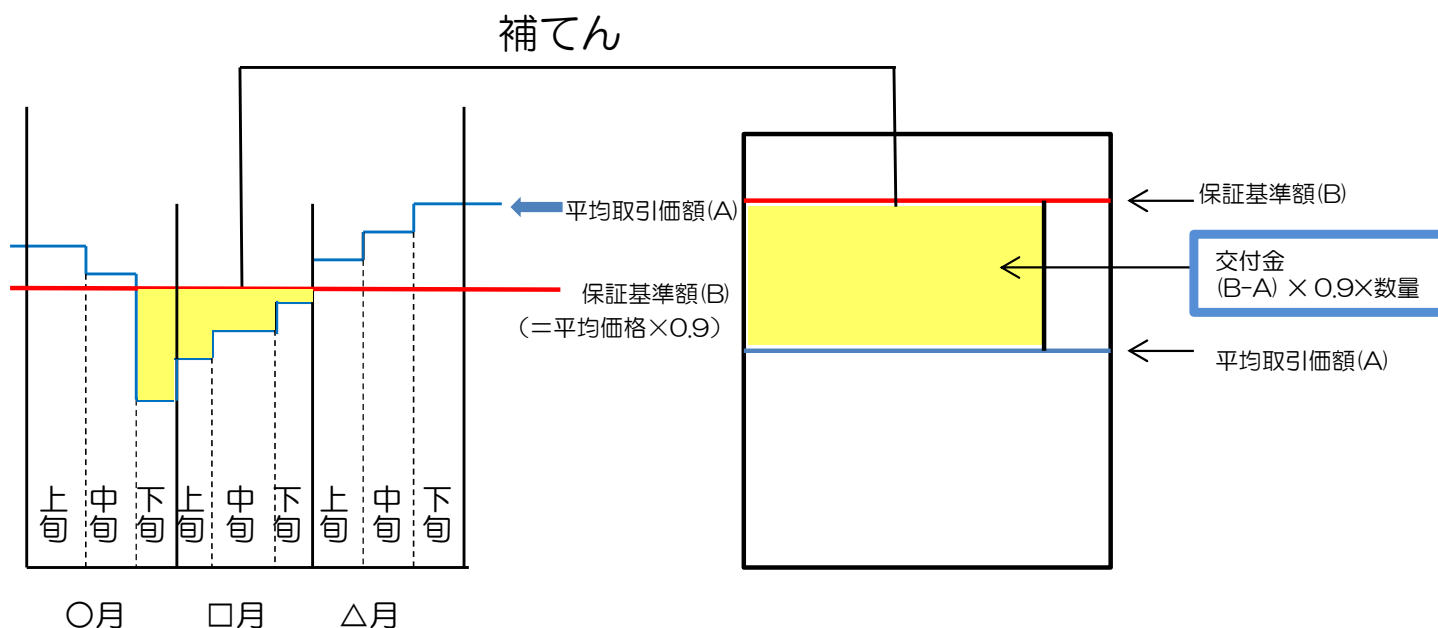
- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

注1：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

注2：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

## Ⅱ 価格低落タイプの仕組み

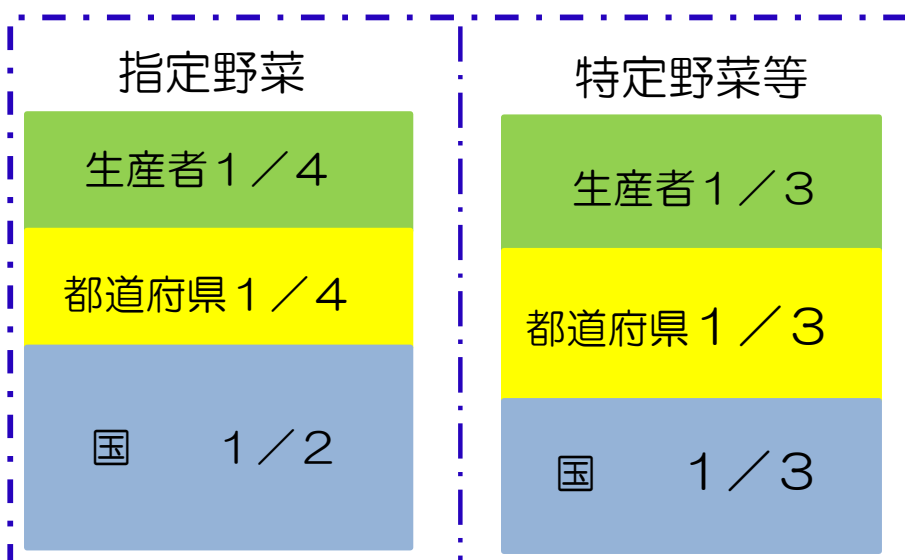
平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回っている場合に、**その差額((B) - (A))の90%**が補給金として補てんされます。



### ※注意事項

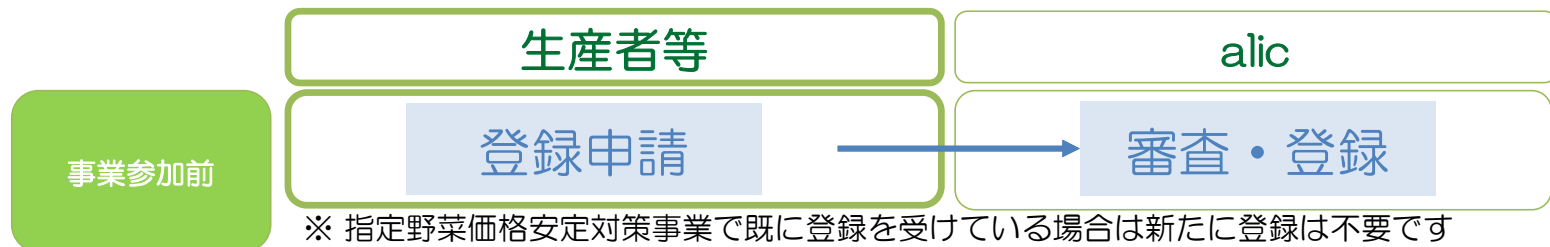
- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の**指標として**いる**市場の価格が低落した場合**であっても、平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回らない場合には、**発動されません**。
- 保証基準額(B)とは、平均価格（卸売市場の過去6力年の卸売価格を元に算出した価格）の90%相当になります。
- 契約書**の取引価格には「**市場価格に連動**」等の記載が必要です。

## Ⅲ 負担金の積立て

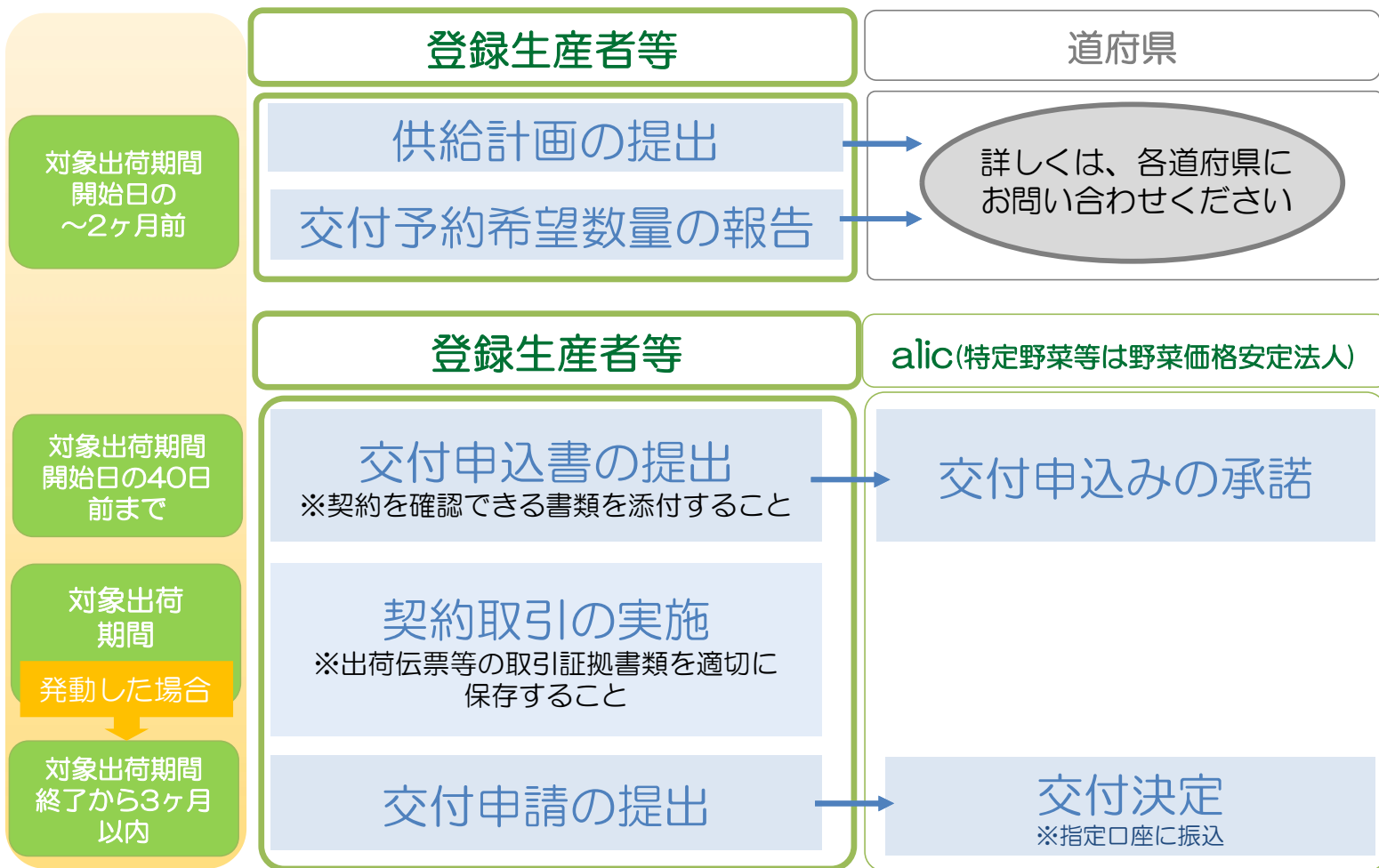


- 生産者**は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。
- 負担金は、指定野菜では**機構**で、特定野菜等では**各都道府県の野菜価格安定法人**で生産者ごとに**管理**いたします。

# IV 事業の手続きの流れ



○ 生産者登録されましたら、以下の手続きへ進みます



○ 事業が完了しても完了年度の翌年度から5年間は事業に係る帳簿等を整備保管して下さい。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜振興部 契約取引推進課

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL : 03-3583-9818 FAX : 03-3583-9484

E-mail : [keiyaku831@alic.go.jp](mailto:keiyaku831@alic.go.jp) (お問合せ専用アドレス)

URL : <https://www.alic.go.jp/>

野菜の契約取引をサポートします！

# 契約野菜安定供給事業 (出荷調整タイプ)のご案内

## 出荷調整タイプとは？

定量の供給契約を締結した生産者が、豊作等により価格が低落した時に出荷調整（土壌還元等）を行った場合に、出荷調整に要した経費の補てんを受けられる仕組みです。

## 参加することのメリットは？



生産者

- ① 気象条件の影響により、契約数量を上回る生産量になった場合も、生産調整を行った費用の一部が補てんされるので、経営の安定が図られます。
- ② 計画的な生産が可能となり、生産技術の向上に集中できます。
- ③ 実需者ニーズを踏まえた野菜生産が可能となるので、差別化やブランド化が可能になります。

- ① 契約取引に伴う仕入リスクが軽減されるので、必要な量の野菜を契約価格で仕入れることが可能となります。
- ② 市場を経由せず出荷コストや流通コストが削減されるので、仕入コストも安くなります。
- ③ 顔の見える取引を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。

実需者



# I 出荷調整タイプの要件等

## 1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地（**機構へお問い合わせください**）で栽培されている、指定野菜15品目<sup>注1</sup>、特定野菜34品目<sup>注2</sup>

## 2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（個人・法人）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

## 3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

## 4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

## 5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1 / 4（特定野菜等は1 / 3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、**かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。**

## 6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

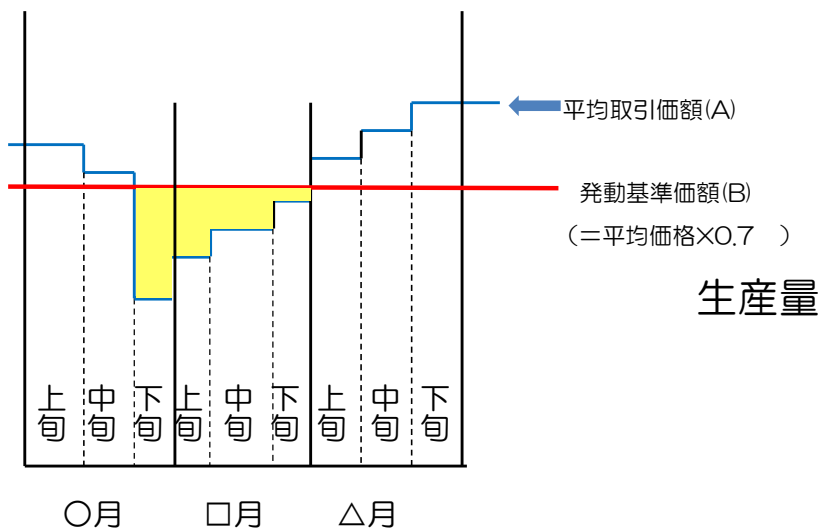
注1：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

注2：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

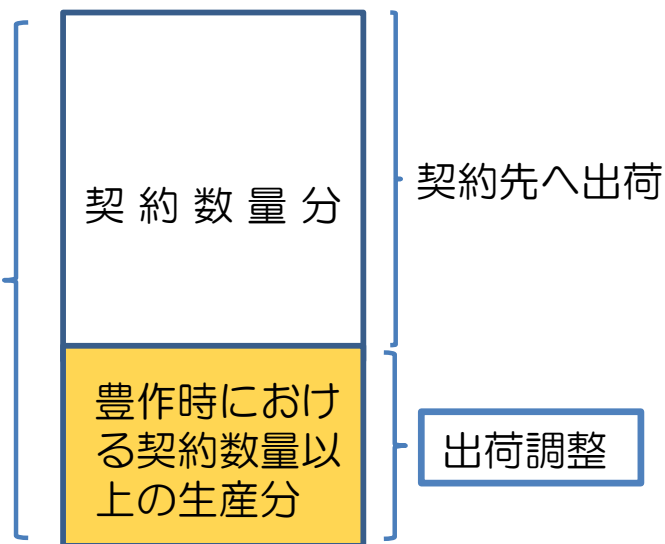
## Ⅱ 出荷調整タイプの仕組み

平均取引価額(A)が発動基準額(B)を下回っている状況で出荷調整を行った場合は、**平均価格又は契約価額のいずれか低い額の7割**が補てんされます。

### (1) 発動要件



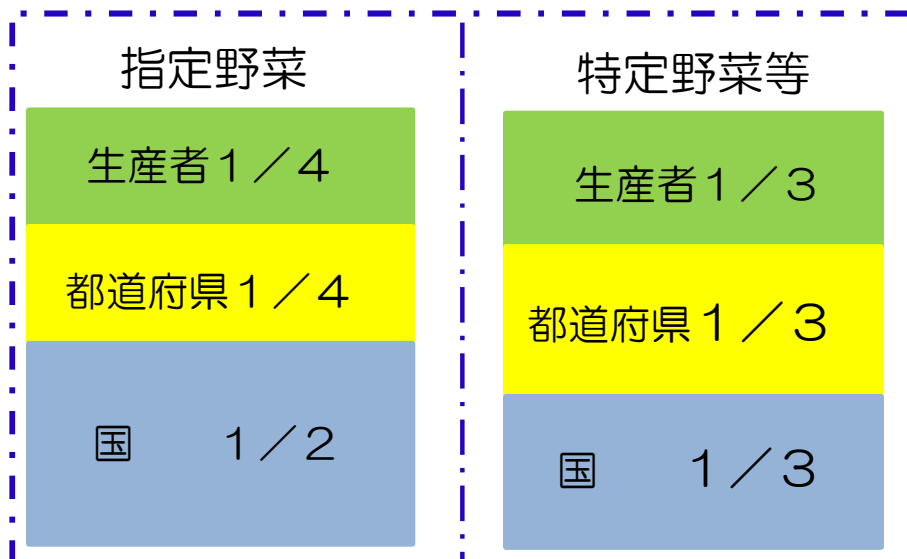
### (2) 補給金対象数量



### ※注意事項

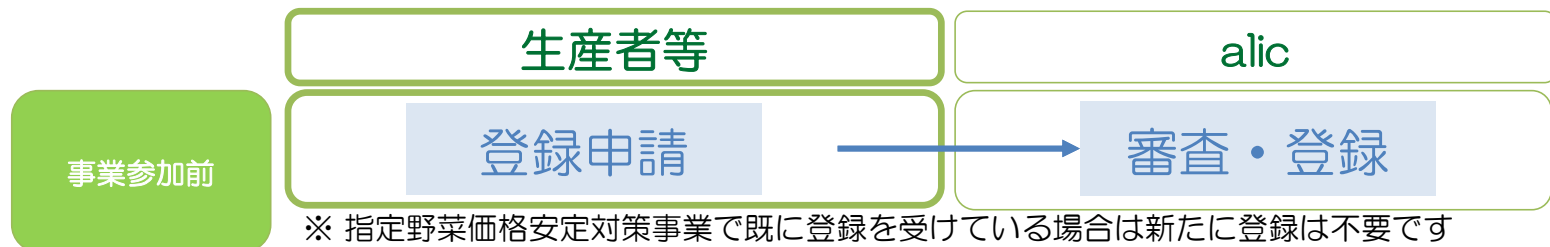
- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の**指標として**いる**市場の価格が低落した場合**であっても、平均取引価額(A)が発動基準額(B)を下回らない場合には、**発動されません**。
- 申込数量の上限は、**契約数量の30%が限度**です。
- 発動基準額(B)とは、平均価格（卸売市場の過去6カ年の卸売価格を元に算出した価格）の70%相当になります。
- 事前**に出荷調整を実施する場合は**機構への申出**が必要となります。

## Ⅲ 負担金の積立て

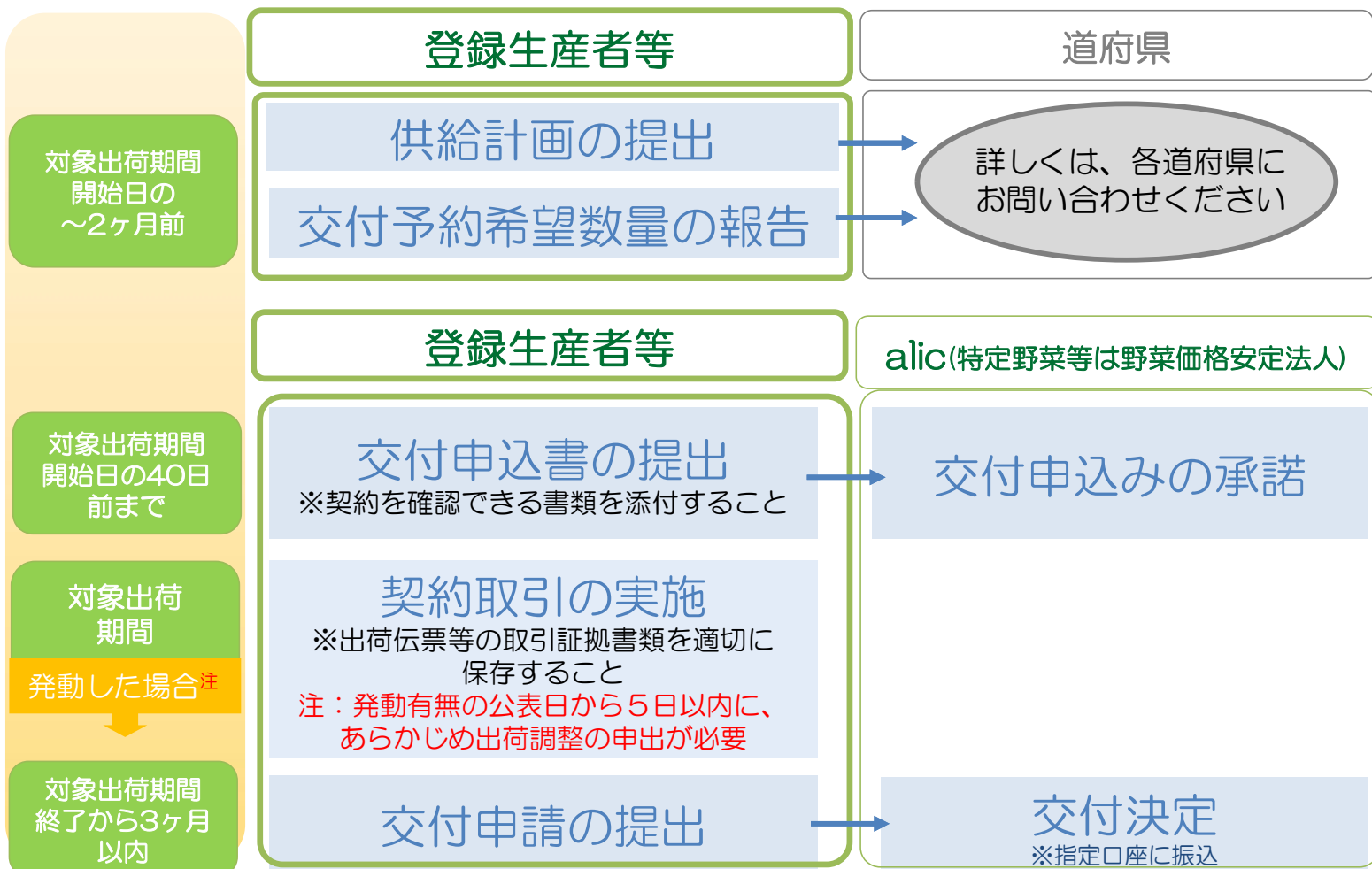


- 生産者**は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。
- 負担金は、指定野菜では**機構**で、特定野菜等では**各都道府県の野菜価格安定法人**で生産者ごとに**管理**いたします。

# IV 事業の手続きの流れ



○ 生産者登録されましたら、以下の手続きへ進みます



○ 事業が完了しても完了年度の翌年度から5年間は事業に係る帳簿等を整備保管して下さい。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

**独立行政法人農畜産業振興機構**

野菜振興部 契約取引推進課

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL : 03-3583-9818 FAX : 03-3583-9484

E-mail : [keiyaku831@alic.go.jp](mailto:keiyaku831@alic.go.jp) (お問合せ専用アドレス)

URL : <https://www.alic.go.jp/>

野菜の契約取引をサポートします！

# 契約野菜安定供給事業 (数量確保タイプ) のご案内

## 数量確保タイプとは？

定量定価の供給契約を締結した生産者が、契約を遵守するために、市場へ出荷予定のものを契約先に出荷等をした際に要した経費の補てんを受けることができる仕組みです。

## 参加することのメリットは？



生産者

- ① 気象条件等で、実需者との契約数量を確保するために市場から調達するなどの対応が必要となっても、その際にかかった費用の一部が補てんされ、経営の安定が図られます。
- ② 事前に価格を取り決めた契約が対象となるので、価格変動によるリスクが軽減されます。
- ③ 契約数量を確保するために余裕のある作付を行う必要がなくなり、その分を他の作物の生産に回すことができます。

- ① 不作時でも、生産者と契約した数量を定価格で確保できるので、安定した仕入れが可能となります。
- ② 不作時の数量確保のための取組が不要となるので、その分、産地開発や産地指導などに集中できます。
- ③ 顔の見える取引を通じて、消費者が求める安心、安全の確保につながります。

実需者



# I 数量確保タイプの要件等

## 1 対象品目及び産地

野菜生産出荷安定法に定められている産地（**機構へお問い合わせください**）で栽培されている、指定野菜15品目<sup>注1</sup>、特定野菜34品目<sup>注2</sup>

## 2 対象者（事業実施主体）※機構に登録が必要（指定野菜のみ）です。

- ① 生産者（**個人・法人**）
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

## 3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

## 4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者等）

## 5 負担金

- ① 指定野菜では、補給金の基となる資金の1 / 4（特定野菜等は1 / 3）を負担金として納付いただきます。
- ② 負担金は、**かけ捨てではなく、1年後に返戻可能な積立金です。**

## 6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。（別途届出書が必要）

注1：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

注2：アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

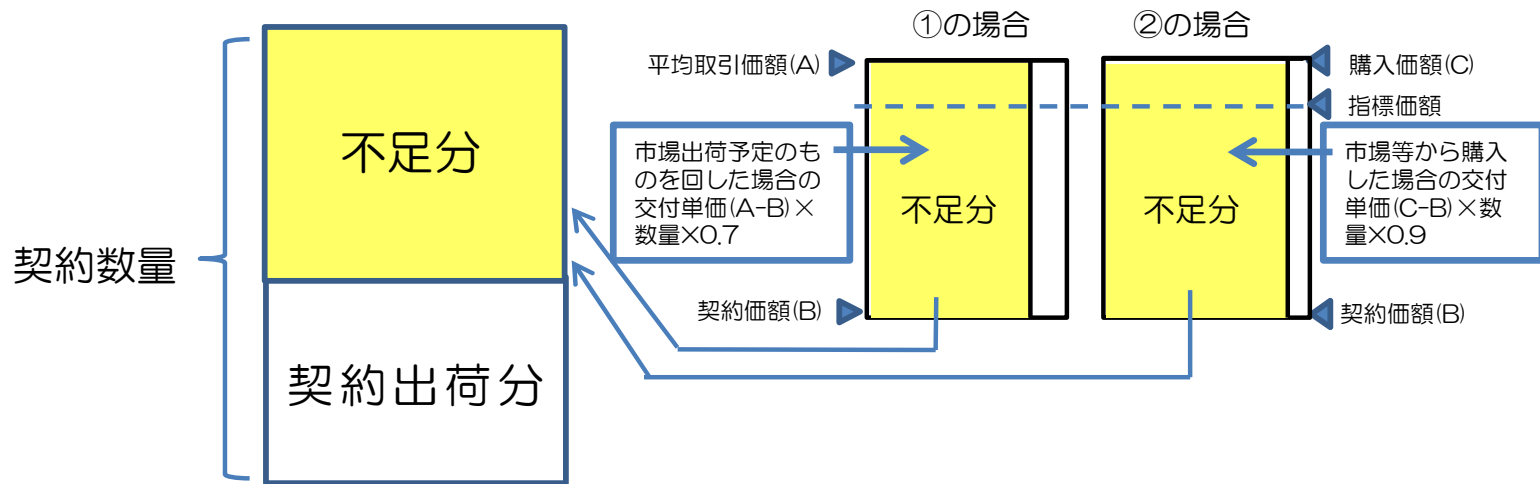
## 知っていますか？

六次産業化法及びスマート農業技術活用促進法の認定者には、数量確保タイプにおいて特例措置が利用できます。

- メリット1：指定産地外の生産者も事業に参加することができます。
- メリット2：都道府県の負担が減少するので、生産者だけの判断で、事業に参加しやすくなります。

## Ⅱ 数量確保タイプの仕組み

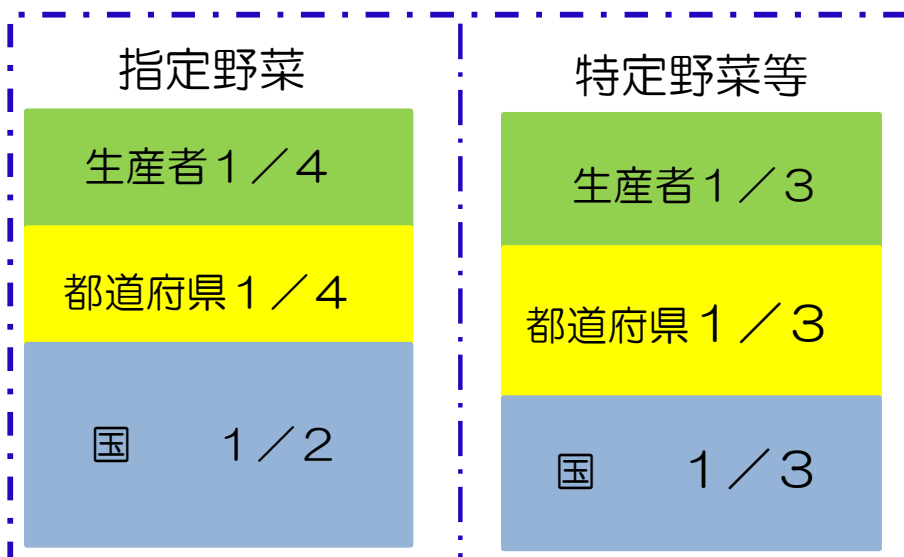
- 平均取引価額(A)が指標価額を上回っているときに、契約数量を確保するため、
- ① **市場出荷予定のものを契約取引に回した場合は**、平均取引価額(A)と契約価額(B)の差額の70%が補てんされます。
  - ② **市場等から購入して契約取引に回した場合は**、購入価額(C)と契約価額(B)の差額の90%が補てんされます。



### ※注意事項

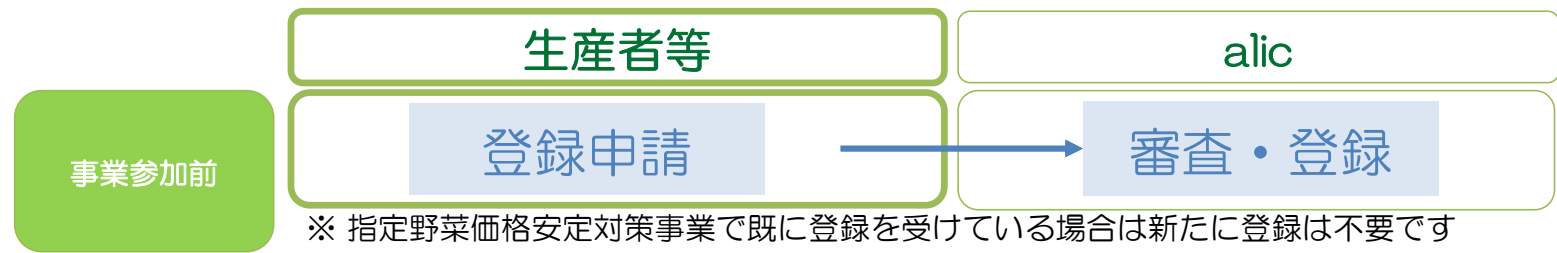
- 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の市場価格から算定されます。このため、申込者が契約取引の地域の市場価格が指標価格を上回っても、平均取引価額(A)が指標価額を上回らない場合は、**事業の発動はありません**。
- 交付予約申込数量の上限は、**契約数量の50%が限度**です。
- 面積契約は、**事業の補てん対象外**です。
- 購入する野菜は**国産**に限ります。
- 申込の際は、**①②のどちらかの選択**になります

## Ⅲ 負担金の積立て

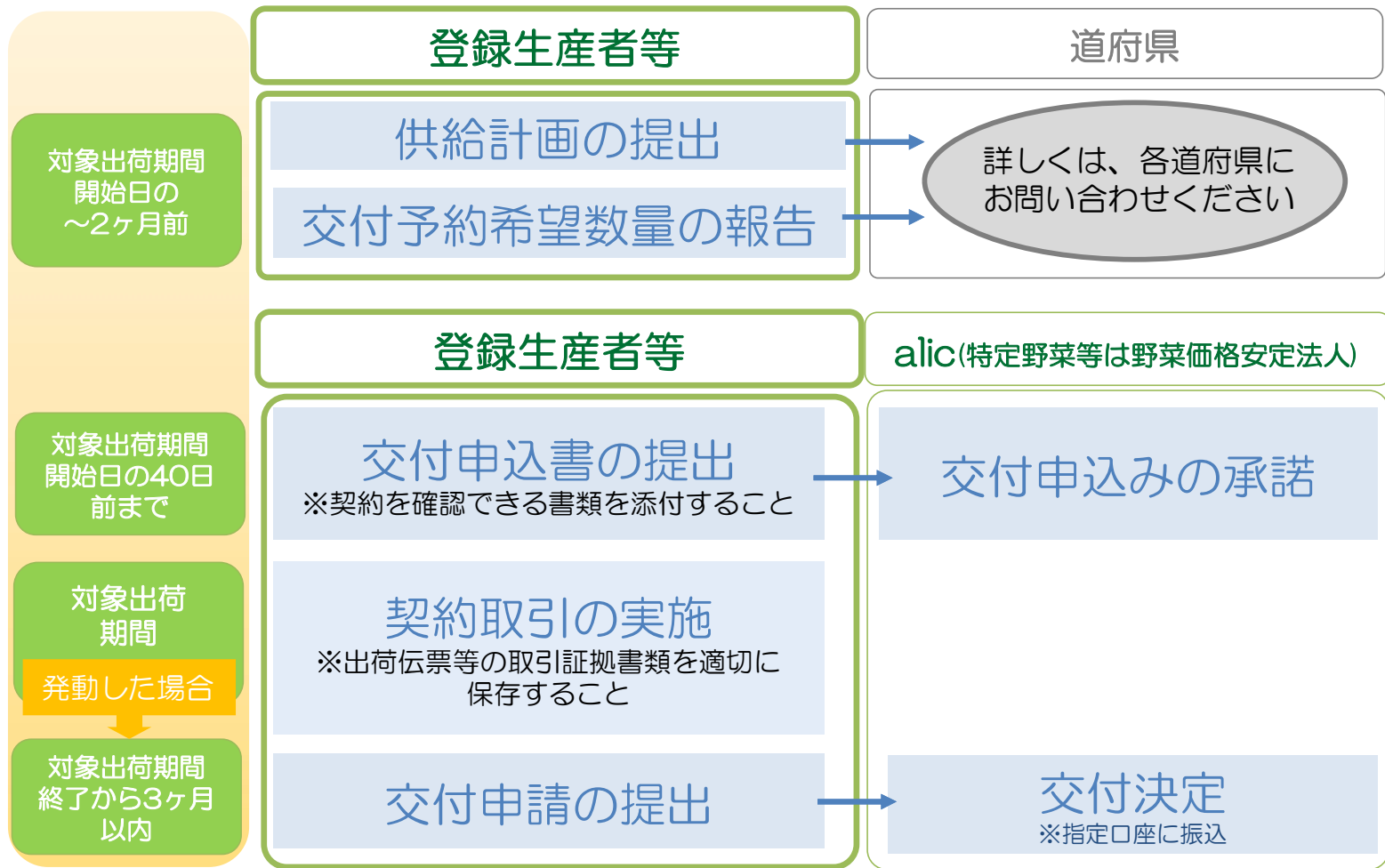


- 生産者は、補給金の基となる資金を**負担金**として**納付**していただくこととなります。
- 負担金は、指定野菜では**機構**で、特定野菜等では**各都道府県の野菜価格安定法人**で生産者ごとに**管理**いたします。

# IV 事業の手続きの流れ



○ 生産者登録されましたら、以下の手続きへ進みます



○ 事業が完了しても完了年度の翌年度から5年間は事業に係る帳簿等を整備保管して下さい。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

**独立行政法人農畜産業振興機構**  
 野菜振興部 契約取引推進課  
 〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル  
 TEL : 03-3583-9818 FAX : 03-3583-9484  
 E-mail : [keiyaku831@alic.go.jp](mailto:keiyaku831@alic.go.jp) (お問合せ専用アドレス)  
 URL : <https://www.alic.go.jp/>

# 令和8年度契約野菜収入確保モデル事業の事業者を募集します（対象品目にブロッコリーが追加されました!!）

## 1. 事業について

- ◎ 国産野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進を図るため、契約取引される野菜の価格低落時の出荷調整、価格高騰時の契約数量確保のための市場調達等を行った場合に交付金を交付します。
- ◎ 作付面積、取引規模等の制限はなく、指定産地内外を問わず国内で生産された下記 15 品目の野菜が対象です。（令和8年度から新たにブロッコリーを対象品目に追加。）
- ◎ 書面による契約取引（口頭契約の場合は契約内容確認書を作成）が対象です。



**公募期間**  
**（第1回）**

**令和8年1月9日（金）～2月16日（月） 正午必着**

※令和8年4月から令和8年10月に開始する申込区分が対象です。

## 2. 事業タイプ

### ◎ 出荷調整タイプ

（生産者等向け、価格低落時対策）

生産者が、不作等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、平均取引価額が発動基準額を下回った際、余剰作付け分の土壌還元等（出荷調整）を行った場合に減収分の一部を補てんします。

### ◎ 数量確保タイプ

（中間事業者向け、価格高騰時対策）

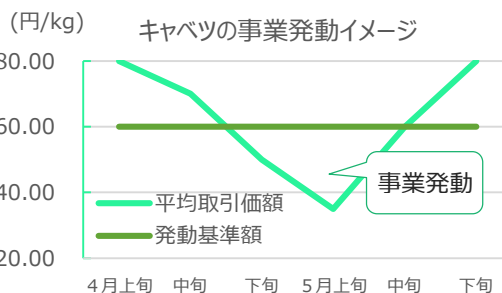
実需者と契約取引を行う中間事業者が、不作等による価格高騰時に、契約した生産者からの仕入量が減少し、実需者との契約数量確保のために、市場等から調達を行った場合に、掛り増し分の一部を補てんします。

例えばキャベツの市場価格が低落した場合…

品目：キャベツ  
対象出荷期間：4月～5月  
申込数量：60トン  
申込単価：49円/kg  
交付対象数量：40トン



事業が発動し、出荷調整を行った場合、上記の条件で980,000円の交付金が交付されます。



## 3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス  
（指定野菜 15 品目）

## 4. 対象事業者

◎ 出荷調整タイプ

・生産者又は生産者を構成員とし、販売委託を受ける生産出荷団体

◎ 数量確保タイプ

・実需者と契約取引する中間事業者（流通業者、加工業者、商社等）

※詳しくはホームページの公募要領をご覧ください。

URL: [https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03\\_000105.html](https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03_000105.html)



<問い合わせ先>

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

E-mail: [anshin831@alic.go.jp](mailto:anshin831@alic.go.jp)

T E L : 03-3583-9818

# 契約野菜収入確保モデル事業の概要

- 野菜の契約取引の推進を図るため、生産者等が負うリスクを軽減することを目的として、以下の2つのタイプをもって対策を実施

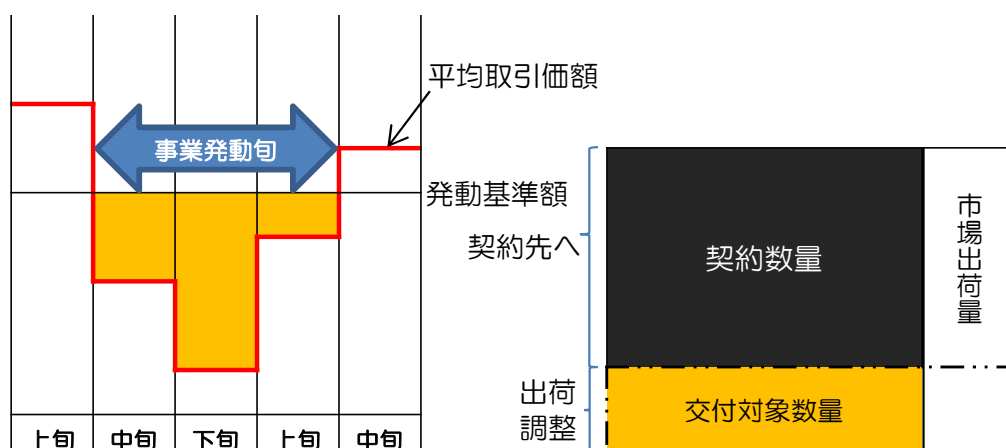
出荷調整タイプ：生産者等が契約数量確保のための余剰作付け分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補てん

数量確保タイプ：中間事業者が契約数量確保のために卸売市場等から契約対象野菜を調達した場合に費用の一部を補てん

- 対象品目は、指定野菜の15品目
- 作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象
- 年2回の公募により事業実施主体候補者を募集

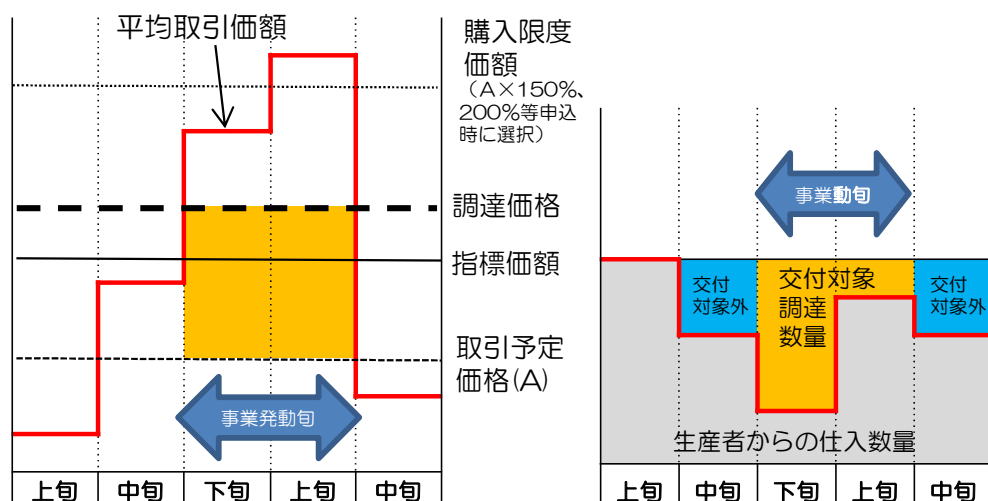
## ① 出荷調整タイプ (生産者等向け)

生産者等が実需者等と定量・定価格契約を締結し、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で、出荷調整（土壌還元等）を行った場合に、平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70%を交付



## ② 数量確保タイプ (中間事業者向け)

中間事業者が実需者等と定量・定価格契約を締結し、市場の平均取引価額が指標価額を上回っている状況で、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格との差額(=掛増し経費)の一部を交付



※ 成立した予算の内容に応じて事業の内容が変更となることがあります。

野菜の契約取引をサポートします！

## 契約野菜収入確保モデル事業 (出荷調整タイプ)のご案内

### 出荷調整タイプとは？

生産者等が、作柄不良等による供給量不足を避けるため契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整(土壌還元等)を行った場合に、補てんを受けられる仕組みです。

# I. 出荷調整タイプの要件等

## 1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー（8年度から）、ほうれんそう、レタス（15品目）

## 2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② ①の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ その他①の者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける団体

## 3 対象となる契約取引

実需者等との定量・定価格契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

## 4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は対象となりません。  
※対象品目の契約取引が過去1年間以上のあった者に限ります。

## 5 補助限度額

- ① 対象品目の生産者 750万円
- ② ①以外の者 1,500万円

※対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

## 6 積立金

- ① 積立金を管理する口座を用意
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

## 7 その他

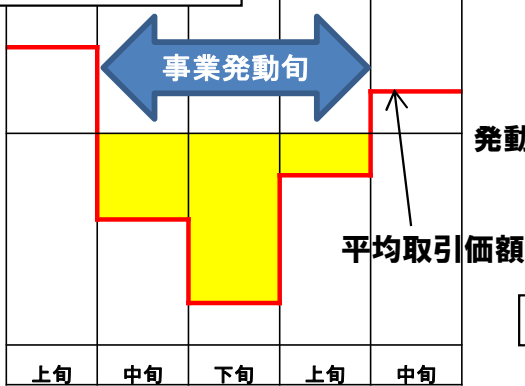
- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

## II. 出荷調整タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で出荷調整（土壌還元等）を行った場合に、**平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70%**を交付。

### 補てんの仕組み

出荷調整可能な期間



交付対象数量

契約先へ  
発動基準額

契約数量

出荷調整

交付対象数量

市場出荷量

### 加入から交付金交付のイメージ（例）

#### 積立金額

#### 【事業の応募内容】

契約価格 80円/kg  
契約数量 100トン  
申込数量 30トン

事業実施主体が積み立てる積立金額

$$\begin{aligned} &= \text{申込数量} \times (\text{平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70\%}) \div 2 \\ &= 30\text{トン} \times (80\text{円} \times 0.7) \div 2 \\ &= \mathbf{84\text{万円}} \end{aligned}$$

※平均価額が契約価格を下回る場合は、平均価額の70%が基準となります。

#### 交付金額

契約出荷数量 100トン  
出荷調整数量 30トン  
市場出荷数量 70トン  
計画契約出荷数量 100トン  
計画市場出荷数量 60トン

#### 機構からの交付金額

$$\begin{aligned} &= \text{交付対象取引数量} \times (\text{平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70\%}) \div 2 \\ &= ((30\text{トン} + 100\text{トン} + 70\text{トン}) \times 100\text{トン} \div (100\text{トン} + 60\text{トン}) - 100\text{トン}) \times 56\text{円} \div 2 \\ &= 25\text{トン} \times 56\text{円} \div 2 \\ &= \mathbf{70\text{万円}} \end{aligned}$$

### 注意事項

- 交付金の適切かつ効率的な活用の観点から、申込・交付対象となる数量には次のように制限を設けています。
  - 1 交付対象となる契約数量は、同実需者との同種別の契約取引過去3ヶ年の取引数量の最大値が上限となります。
  - 2 申込数量の上限は、交付対象となる契約数量の30%が限度です。
  - 3 出荷調整数量全てが交付対象数量とならない場合があります。  
※詳細については公募要領を参照ください。
- 出荷調整(土壌還元等)を実施する場合は、事前に機構への申出が必要となります。

# Ⅲ. 事業の手続きの流れ

## 事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類…契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

## 審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。

審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

## 事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

## 契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

## 出荷調整実施の連絡・実施

出荷調整を行う場合には、発動から5日以内に機構へ連絡が必要となります。

## 交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

## 積立金による補てん

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補てんします。

## 実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

### お問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9818 FAX 03-3583-9484

E-mail [anshin831@alic.go.jp](mailto:anshin831@alic.go.jp)([お問い合わせ専用アドレス](#))

URL <https://www.alic.go.jp/>

野菜の契約取引をサポートします！

# 契約野菜収入確保モデル事業 (数量確保タイプ) のご案内

## 数量確保タイプとは？

中間事業者が、契約数量の確保のために契約取引と同じ品目の野菜を市場調達等した場合に、補てんを受けられる仕組みです。

# I. 数量確保タイプの要件等

## 1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）  
※カットやパッキング等加工度合が低いものも対象となります。

## 2 対象者（事業実施主体）

中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

## 3 対象となる契約取引

実需者等との間で数量・価格等を定めた契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

## 4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。  
※対象品目の契約取引が過去1年間以上あった者に限ります。

## 5 生産者からの仕入計画

- ① 対象品目に係る仕入計画書を作成し、生産者等と合意
- ② 仕入計画書には、仕入予定の数量・価格を記載

## 6 補助限度額

1,500万円

対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

## 7 積立金

- ① 積立金を管理する口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

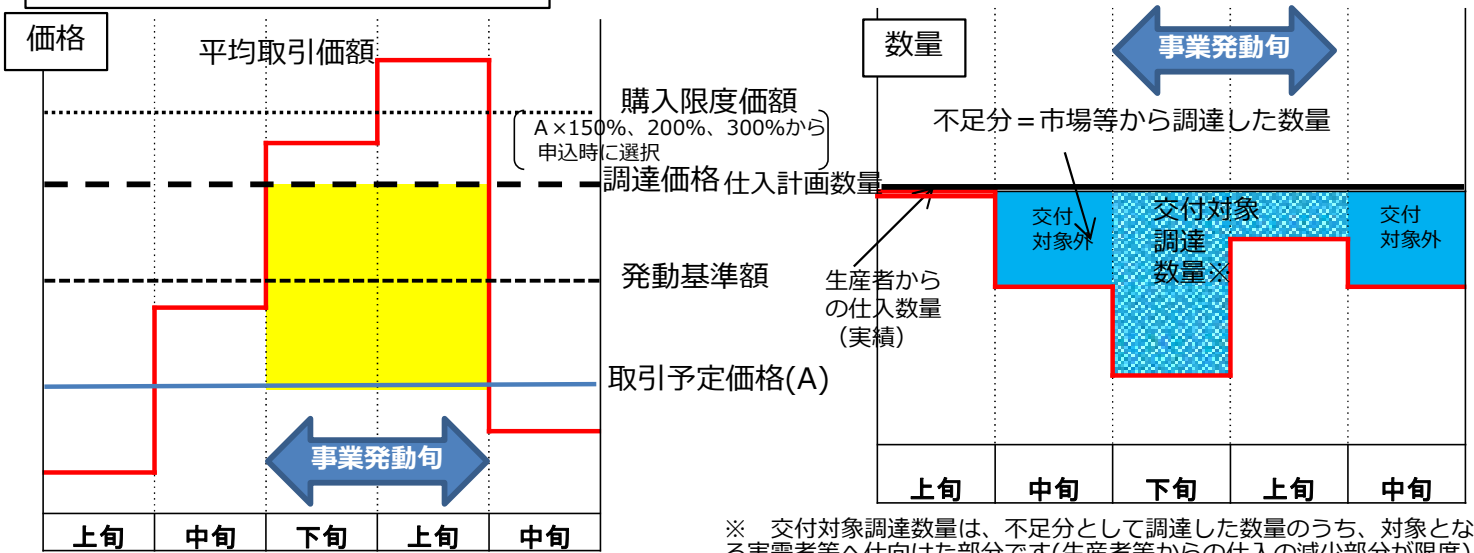
## 8 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

## Ⅱ. 数量確保タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、**調達価格と取引予定価格との差額(=掛増し経費)**の一部を交付。

### 補てんの仕組み



### 加入から交付金交付のイメージ (例)

#### 積立金額

#### 【事業の応募内容】

取引予定価格 80円/kg  
仕入計画数量 100トン  
実需者との契約数量 100トン  
申込数量※ 50トン  
仕入経費(予定) **800万円**

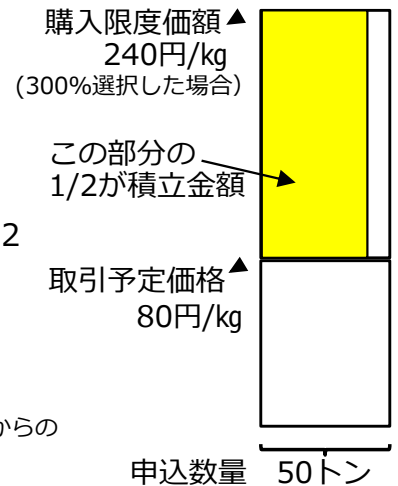
事業実施主体が積み立てる積立金額  
(購入限度価額300%の場合)

$$= \text{申込数量} \times (\text{購入限度価額} - \text{取引予定価格}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 50 \text{トン} \times (240 \text{円} - 80 \text{円}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 720 \text{万円} \div 2$$

$$= \mathbf{360 \text{万円}}$$



※ 申込数量は、実需者との契約数量又は仕入計画数量(過去3か年における同時期の当該生産者等からの仕入数量の最大値が上限)のいずれか少ない数量の1/2以内となります。

#### 交付金額

#### 【実需者等との取引結果】

取引予定価格 80円/kg  
仕入数量 70トン  
調達価格 180円/kg  
交付対象調達数量 30トン  
契約出荷数量 100トン  
仕入経費 **1,100万円**

機構からの交付金額

$$= \text{交付対象調達数量} \times (\text{調達価格} - \text{取引予定価格}) \times 0.9 \div 2$$

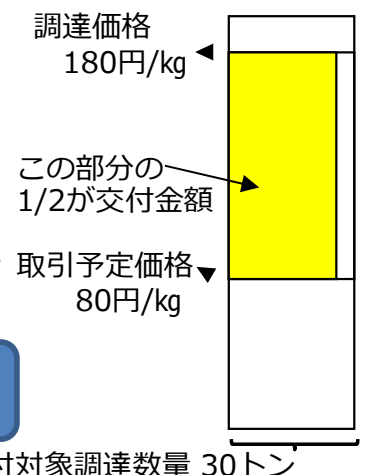
$$= 30 \text{トン} \times (180 \text{円} - 80 \text{円}) \times 0.9 \div 2$$

$$= 30 \text{トン} \times 90 \text{円} \div 2$$

$$= 270 \text{万} \div 2$$

$$= \mathbf{135 \text{万円}}$$

※ 調達価格又は購入限度価額のいずれか低い価格となります。



機構から135万円の交付金を交付します。

交付対象調達数量 30トン

# Ⅲ. 事業の手続きの流れ

## 事業への応募

事業に参加する方を公募します。  
必要書類：契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料（決算書、財務諸表等）

## 審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。  
審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

## 事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

## 契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

## 交付申請書の提出 (概算払請求)

対象出荷期間終了日の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

## 積立金による 補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

## 実績報告 (精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail [anshin831@alic.go.jp](mailto:anshin831@alic.go.jp) (お問合せ専用アドレス) URL <https://www.alic.go.jp/>

## 6. 野菜緊急需給調整事業

### 1. 生産出荷団体緊急需給調整事業

- ・野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は、露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいことや、消費量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図るため、緊急需給調整事業を実施しています。
- ・価格低落時には、生産者側の発意により、出荷抑制、加工用販売、フードバンクへの提供等を実施します。価格高騰時には、供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、出荷促進を実施します
- ・国80%、生産者20%の拠出により、（独）農畜産業振興機構に資金を造成し、需給調整をした生産者に交付。
- ・対象野菜：重要野菜〔キャベツ（周年）、たまねぎ（周年）、  
秋冬だいこん、秋冬はくさい〕  
調整野菜〔春だいこん、夏だいこん、にんじん（周年）、  
春はくさい、夏はくさい、レタス（周年）〕

#### ○価格低落時の対策

##### ・産地調整（出荷抑制）

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷の抑制を実施。  
生産者に対し、平均価格の7割相当分を助成。

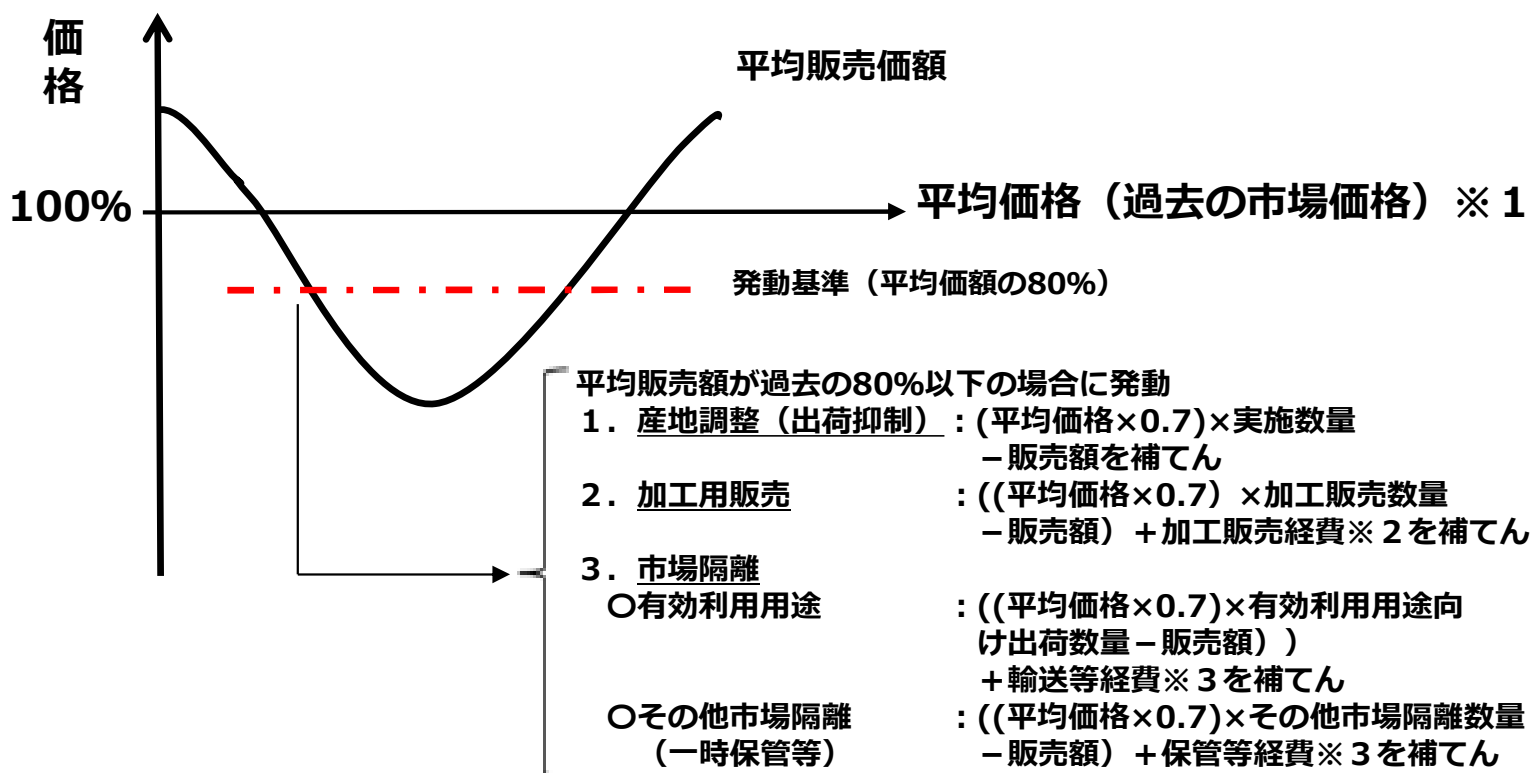
##### ・加工用販売、市場隔離（その他市場隔離）

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、当初市場向けであったもののうち、供給過剰分を新たな加工用途に出荷。その他の市場隔離として一時保管等を実施。  
生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成。

## ・市場隔離（有効利用用途）

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、加工、飼料化、フードバンクへの提供等の有効利用を実施。生産者に対しては、平均価格の7割相当分を助成。

### <価格低落時の助成の仕組み>



※1 平均価格は、対象出荷期間中に対象市場に出荷された野菜の過去6年間の卸売市場価格の平均。

※2 加工用販売に要した経費は加工用販売額を限度とする。

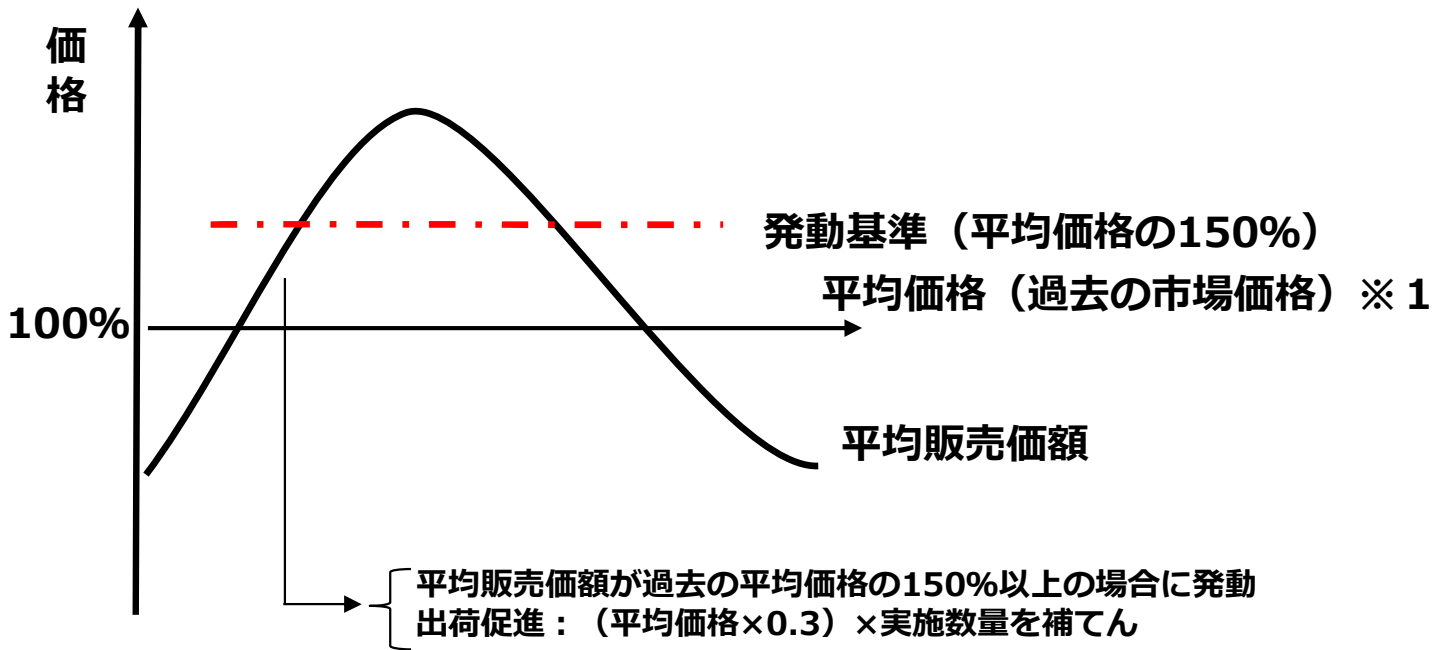
※3 算定式中にある販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として、これに経費を加えるものとする。

## ○価格高騰時の対策

### ・産地調整（出荷促進）

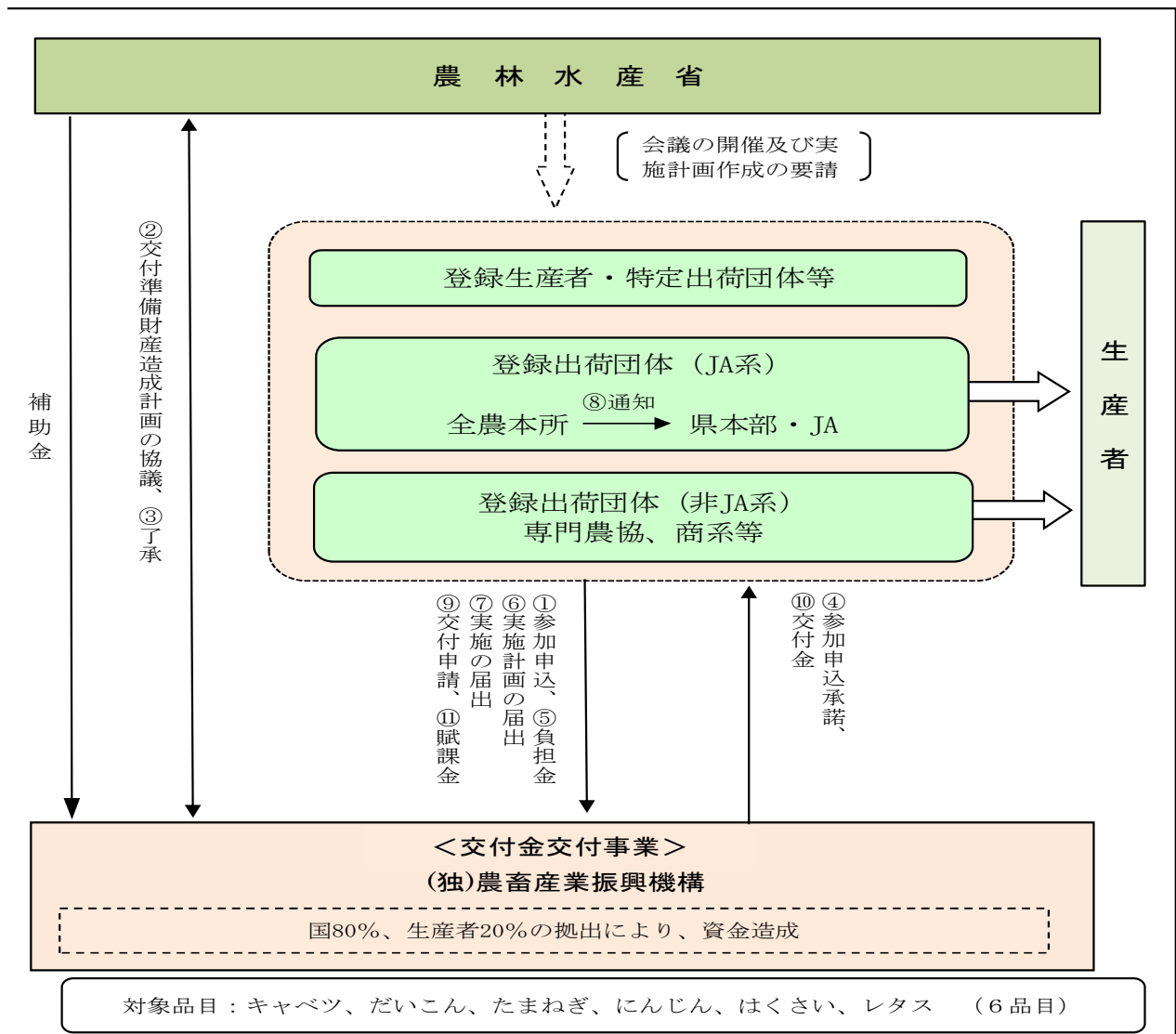
キャベツ、はくさい等の露地野菜の出荷を促進するため、早取り等により出荷促進を実施。生産者に対し、平均価格の3割相当分を助成。

## <価格高騰時の助成の仕組み>



※ 1 平均価格は、対象出荷期間中に対象市場に出荷された野菜の過去6年間の卸売市場価格の平均

## <緊急需給調整の流れ>



## 2. 緊急需給調整推進事業

### (1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。

### (2) 野菜需給協議会の開催

機構が農林水産省と連携しながら、野菜の需給安定に向けた検討を行うための野菜需給協議会を開催し、国民に現在の需給情報を周知するとともに消費拡大を行います。

### (3) 産地情報調査員の設置

登録出荷団体等が都道府県段階における重要野菜、調整野菜の作付面積、生産出荷動向等の情報（系統外を含む。）収集を行うための産地情報調査員を設置した場合に要する経費を機構が定額補助します。

### (4) 緊急需給調整連絡協議会の開催

登録出荷団体等が、出荷期間中の供給過剰が予想される時点において、効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築、生産者に対する啓蒙活動を行うため、緊急需給調整連絡協議会を開催した場合に要する経費を機構が定額補助します。

### (5) 供給過剰時の消費拡大事業

登録出荷団体等が、野菜の供給過剰時に短期的、集中的に行うテレビ広告、新聞広告、料理レシピ配布等による消費拡大に向けた取組を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。

問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部助成業務課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9797 FAX 03-3583-9484

## 7.国産野菜周年安定供給強化推進事業

### 1 本事業について

◎加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進します。

**令和8年度公募期間**

**令和8年2月24日（火）～3月24日（火）※公募終了**

### 2 事業内容

#### ◎助成額

事業対象面積×15万円（10a当たり）

#### ◎取組期間

3年間（令和8年～令和10年）

#### ◎事業対象面積

加工・業務用：10ha以上50ha以下／生食用：5ha以上50ha以下／輸出用：10ha以上50ha以下  
※施設栽培の場合、すべての用途ともに5ha以上50ha以下



### 3 対象品目

【加工・業務用】たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（1～7月又は11～12月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）、いちご（11～5月出荷）

【生食用】かぼちゃ（11～6月出荷）、トマト（8～10月出荷）

【輸出用】いちご、メロン

### 4 事業に参加できる者

農協連合会、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

（注1）事業参加生産者が5戸以上（農地所有適格法人等の場合、定款等に記載された構成員(出資者)5者以上）必要です。

（注2）原則として一つの都道府県の区域を超えないものとします。

### 5 成果目標

- ① 全体の出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷すること。
- ② 対象出荷期間の契約出荷量が、現状に比べて10%以上増加すること。

<問い合わせ先>

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜振興部 助成業務課 tel: 03-3583-9797

URL: [https://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03\\_000138.html](https://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000138.html)



<事例1>

加工・業務用キャベツの契約取引数量が4倍増加  
(農事組合法人たいよう農園) (愛媛県)

1 目標達成状況 (目標: 契約取引数量約3倍増加)

1000t (H25年度) → 3761t (R元年度) 【約4倍増加】

2 主な取組内容

- ①高性能農機、鉄・プラスチックコンテナ、農業管理ソフト、クラウドシステム、農機・肥料の一括購入等による生産・流通コストの削減
- ②高畝式栽培、発根活着剤、堆肥・土壌攪拌、保冷車・冷蔵庫によるコールドチェーン化等による収量・品質向上と作柄安定
- ③インターンシップや寮整備による新卒者の積極的採用



<事例2>

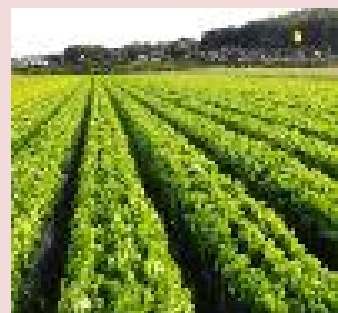
加工・業務用レタスの契約取引数量が4割増加  
(福岡京築農業協同組合) (福岡県)

1 目標達成状況 (目標: 契約取引数量約30%増加)

259t (H25年度) → 375.7t (R元年度) 【約40%増加】

2 主な取組内容

- ①定植機、低コスト肥料、通いコンテナ等の導入による生産・流通コストの削減
- ②土壌改良材、全面マルチ栽培、高畝栽培、噴霧機による切り口洗浄等の導入による収量・品質向上と作柄安定
- ③生産者と実需者との交流促進による契約取引の安定



<事例3>

加工・業務用ねぎの単収が3割増加  
(株式会社TOSIファーム) (埼玉県)

1 目標達成状況 (目標: 単収約30%増加)

3300kg (H25年度) → 4321kg (R元年度) 【約30%増加】

2 主な取組内容

- ①定植、弓打ち、土上げ、収穫等の生産工程の機械化、冬季保温資材等の導入による生産・流通コストの削減
- ②プラウ耕、発根活着剤、緑肥、種苗メーカーとの情報交換等による収量・品質向上と作柄安定
- ③栽培履歴フォーマットや青果記帳システムの使用によるトレーサビリティの向上



新たな販路を開拓したい国産やさいの生産者と  
新鮮やさいを仕入れたい・調達したい実需者をつなぐ  
マッチング商談サイト

# VegeMach.jp

## ベジマキ

登録会員**922**以上！（生産者558、実需者364）

拡大中

2024年6月4日現在

会員登録は  
こちらから

新たな販路を開拓したい国産やさいの生産者の方へ  
生産部会～個人単位の生産規模に応じた様々な実需者と、  
いつでもどこでもオンラインでやり取りできます

サイトの登録・利用はすべて無料！



### ベジマキでできること

01



#### 購入希望者・欲しい野菜の検索

野菜の種類や産地から  
検索することができます

02



#### 掲示板を使った情報発信

商品に関する要望などを  
発信することができます

03



#### メッセージ機能による個別商談

会員同士で直接やり取り  
することができます

サイトの登録・利用はすべて無料！

会員登録はこちらから▶



#### お問い合わせ先

ベジマキ運営事務局 独立行政法人農畜産革新機構 野菜振興部 商給業務課

TEL 03-3583-9482 E-mail vegemach@alic.go.jp

このウェブサイトはHTML5製成のaLico Cookieを使用しています。アフィリエイト機能は第三者が提供しており、個人を特定するものではありません。この機能がCookieを使用することで、Cookieの保持・削除が容易な場合があります。お問い合わせのアドレスのブラウザの履歴もご確認ください。

40種類に渡る野菜の特徴や  
出荷までの流れ、収穫量などを紹介！

#### 野菜ブック

Amazon、楽天ブックス、  
二宮書房オンデマンドで好評発売中！ 定価  
2,680円(税込)

